

概要

- 貸切バス事業者が旅行者等からの運送の引き受けに際して取引されている**手数料等**(名目を問わず運送申込者である旅行者等に支払う金銭)については、従前より**通達**(※1)において規定
- 貸切バス事業の原価には旅行者等に支払う手数料等も含まれていることから、**過大な手数料等が安全確保経費**(以下「**安全コスト**」という。)を阻害する場合には、**道路運送法第10条の「運賃の割戻し」**の対象としているところ
- 令和5年8月に**基準額を下限額とする公示運賃の見直し**(※2)を実施したことにより、貸切バス事業者の届出運賃における**安全コスト額が明確になることを踏まえ、当該通達を改正する必要がある**

※1「一般貸切旅客自動車運送事業における旅行者等との過大な手数料等の取引に関する道路運送法の取扱いについて」
(平成31年3月29日付け国自旅第307号)

※2 **公示運賃見直しのポイント(令和5年8月)**
・運賃下限額の引き上げとともに上限額の撤廃

業界としての取組

- 令和6年7月、バス業界も自社の安全コストを把握しなければ、旅行業界と適正に取引することは困難との考えから、日本バス協会が会員事業者向けに「安全コスト」算出に関する研修を実施
- 令和7年3月、第13回「貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループ」フォローアップ会合で、日本バス協会より「安全コスト」の算定等に係る提起がなされる

- 令和7年6月20日 改正通達 及び 原価報告書の報告義務付け通達の公布・施行
- 令和7年7月 9日 原価報告書 提出期限 (事業年度末日：R6.4.1～R7.3.31)

- 提出時期：事業者の毎事業年度末日から100日以内
 - 事業報告書と同じタイミング

- 提出先：主たる事務所の地域を管轄する地方運輸局
 - 主たる事務所を管轄する運輸支局あて提出

注意 複数の運輸局ブロックに運賃・料金を届け出ている場合

運輸局ブロック毎に報告書を作成し、

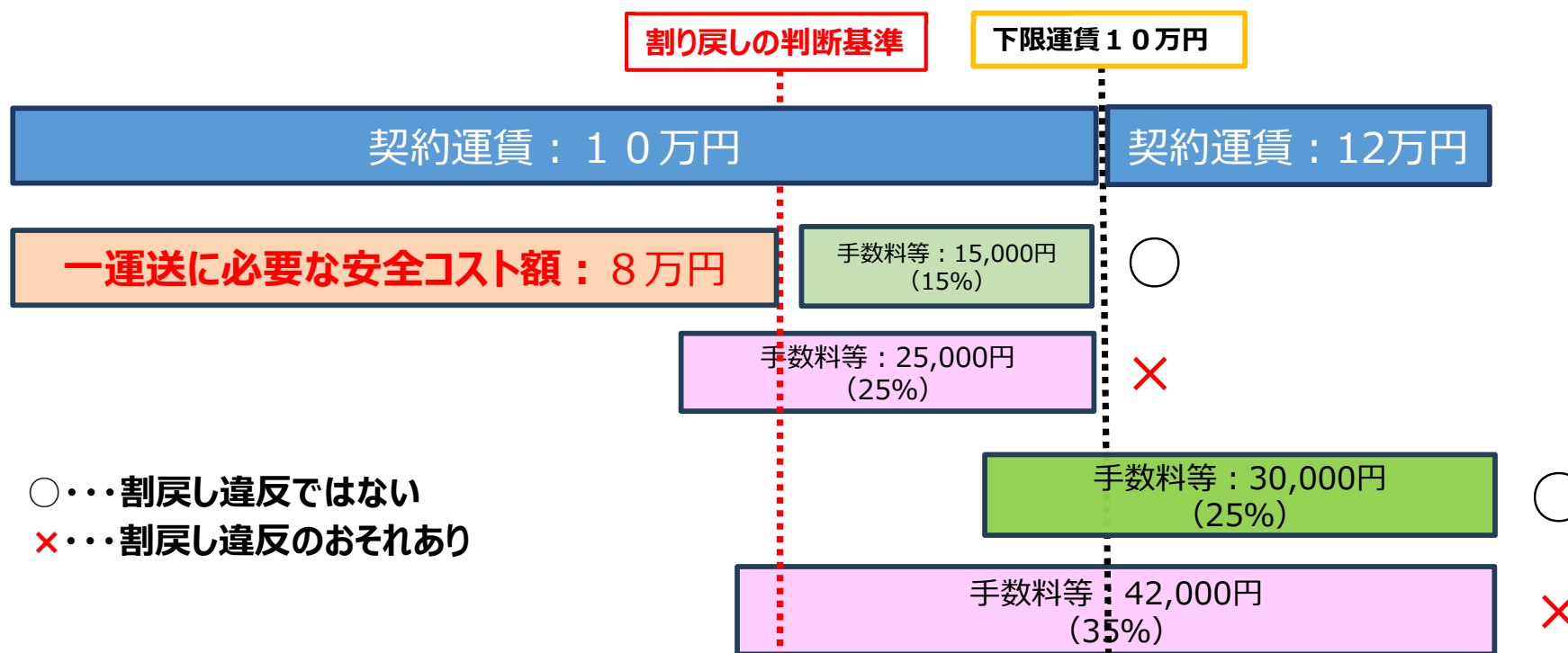
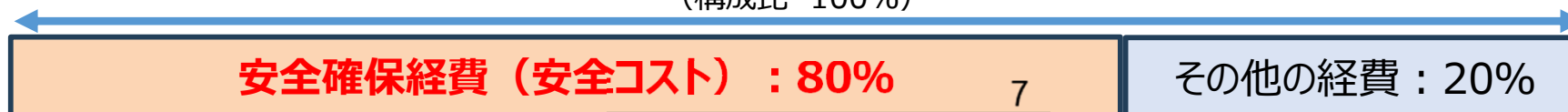
主たる事務所の地域を管轄する地方運輸局へ一括して提出

→ 主たる事務所が中国局管内で他局管内に営業所がある事業者であれば、
中国局＋他局ブロック分の報告書を作成して提出

→ 他局分は中国運輸局より他局へメールにて原価報告書を転送

- 個別の運送取引における運賃・料金の割戻しの判断基準について、従前は、貸切バス事業者の直近の実績事業年度 1 年間の原価に占める安全コストの割合（以下「**安全コストの割合**」）を算定。
- 個別の運送における運賃及び料金に占める手数料等の率が**安全コストの割合**を割り込んでいる場合は、貸切バス事業者を運賃・料金の割戻しとして行政処分を行っていた。
- 今後、貸切バス事業者に対して旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）に基づき届出運賃における安全コスト額（以下「**届出安全コスト額**」）の報告を求めるとともに、個別の運送における運賃及び料金から手数料等の額を控除した結果、**一運送に必要な安全コスト額**を下回っている場合は貸切バス事業者を運賃・料金の割戻しとして行政処分を行うこととする。

（例：直近の実績事業年度 1 年間の原価に占める「安全確保経費」（安全コスト）の割合が80%の事業者の場合）
（構成比 100%）



貸切バス事業者の安全確保経費

- 過大な手数料によって**安全確保経費（安全コスト）**を阻害しているか否かは、各事業者の年間の**費用**により判断
- **安全確保経費（安全コスト）**は**個社**ごとに算定。

原価報告書

費用	① 営業費	人件費（基準賃金等）	
		人件費（基準外賃金）	
		燃料油脂費	
		車両修繕費	
		車両減価償却費	
		施設賦課税	
		車両保険料	
		②手数料等	
		その他経費	
		小計	
	管一般費	人件費	
		その他経費	
		小計	
	営業外費用	金融費用	
		その他経費	
		小計	
	適正利潤		
	③安全運行経費		
④合計額			

	原 価	原価に占める割合
安全確保経費 (安全コスト額)	A	%
その他の経費	B	%
原価の合計額	C	100%

A 安全確保経費(安全コスト額)

①営業費－②手数料等＋③安全運行経費

+

B 安全を直ちには阻害しない経費

④合計－安全確保経費(安全コスト)

||

C 原 価

原価報告書

原 価		原価に占める割合
安全確保経費(安全コスト額)	164,364	78.4%
その他の経費	45,223	21.6%
原価の合計額	209,588	100.0%

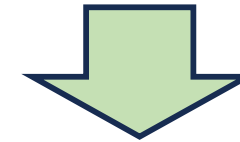
- (注)1. 安全確保経費(安全コスト)の欄には、費用のうち、手数料等以外の営業費と安全運行経費の合計額を記載すること。
2. その他の経費の欄には、原価の合計額から安全確保経費(安全コスト額)を減じた額を記載すること。
3. 原価の合計額の欄には、費用の合計額を記載すること。
4. 原価に占める割合には、原価の合計額に占める割合を記載すること。

中国		届出運賃		届出運賃における安全コスト額(届出安全コスト額)
時間制運賃	大型車	6,890		5,401
	中型車	5,820		4,562
	小型車	5,090		3,990
	通勤用車	4,540		3,559
キロ制運賃	大型車	200		156
	中型車	170		133
	小型車	150		117
	通勤用車	130		101

- (注)5. 届出運賃の欄には、各地方運輸局長等へ届け出ている下限額を記載すること。
6. 届出運賃における安全コスト額の欄には、届出運賃に安全確保経費(安全コスト額)の原価に占める割合を乗じた額を

届出安全コスト額

各事業者が届け出ている時間制・キロ制それぞれの基準額(運賃下限額)に、原価に占める安全コスト額の割合をかけて算出。



一運送に必要な安全コスト額

各事業者から報告された時間制・キロ制の届出安全コスト額に対して、一運送にかかった時間・距離をかけて算出。

事業者が收受した運賃から手数料等を差し引いた残りの金額がこれを割り込んでいる場合、運賃の割戻しに該当。

一運送に必要な安全コスト額(具体例①)

例)

車種区分: 大型車

走行時間: 10時間(点呼点検2時間含む)

走行キロ: 100km

届出運賃: 公示運賃をそのまま適用

高速代等の実費はなし

手数料20%

※運賃は下限で算出しているものとする

中国		届出運賃		届出運賃における安全コスト額(届出安全コスト額)	
時間制運賃	大型車	6,890	5,401		
	中型車	5,820	4,562		
	小型車	5,090	3,990		
	通勤用車	4,540	3,559		
キロ制運賃	大型車	200	156		
	中型車	170	133		
	小型車	150	117		
	通勤用車	130	101		

(注)5. 届出運賃の欄には、各地方運輸局長等へ届け出ている下限額を記載すること。

X: 運賃

時間制: $6,890円 \times 10時間 = 68,900円$

キロ制: $200円 \times 100km = 20,000円$

運賃計: $63,200 + 19,000 = \mathbf{88,900円}$

Y: 手数料

手数料: $88,900 \times 0.2 = 17,780円$

Z: 一運送に必要な安全コスト額

時間制: $5,401円 \times 10時間 = 54,010円$

キロ制: $156円 \times 100km = 15,600円$

合計: $54,010 + 15,600 = \mathbf{69,610円}$

一運送に必要な安全コスト額(具体例①)

例)
 車種区分: 大型車
 走行時間: 10時間(点呼点検2時間含む)
 走行キロ: 100km
 届出運賃: 公示運賃をそのまま適用
 高速代等の実費はなし
 手数料あり(20%)

Z: 一運送に必要な安全コスト額

$$54,010 + 15,600 = \mathbf{69,610円}$$

X-Y: 運賃から手数料を引いたあとの金額

$$88,900円 - 17,780円 = \mathbf{71,120円}$$



中国			
届出運賃			届出運賃における安全コスト額(届出安全コスト額)
時間制運賃	大型車	6,890	5,401
	中型車	5,820	4,562
	小型車	5,090	3,990
	通勤車	4,540	3,559
キロ制運賃	大型車	200	156
	中型車	170	133
	小型車	150	117
	通勤車	130	101

Z(69,610円) < X-Y(71,120円)であり、
 安全コストを割り込まない。
 ⇒ **運賃の割戻しに該当しない!**

(注)5. 届出運賃の欄には、各地方運輸局長等へ届け出ている下限額を記載すること。

一運送に必要な安全コスト額(具体例②)

例)

車種区分: 中型車

走行時間: 10時間(点呼点検2時間含む)

走行キロ: 100km

届出運賃: 公示運賃をそのまま適用

高速代等の実費はなし

手数料23%

※運賃は下限で算出しているものとする

中国		届出運賃	届出運賃における安全コスト額(届出安全コスト額)
時間制運賃	大型車	6,890	5,401
	中型車	5,820	4,562
	小型車	5,090	3,990
	通勤用車	4,540	3,559
キロ制運賃	大型車	200	156
	中型車	170	133
	小型車	150	117
	通勤用車	130	101

(注)5. 届出運賃の欄には、各地方運輸局長等へ届け出ている下限額を記載すること。

A: 運賃

時間制: $5,820円 \times 10時間 = 58,200円$

キロ制: $170円 \times 100km = 17,000円$

運賃計: $58,200 + 17,000 = \underline{75,200円}$

B: 手数料

手数料: $75,200 \times 0.23 = 17,296円$

C: 一運送に必要な安全コスト額

時間制: $4,562円 \times 10時間 = 45,620円$

キロ制: $133円 \times 100km = 13,300円$

合計: $45,620 + 13,300 = \underline{58,920円}$

一運送に必要な安全コスト額(具体例②)

例)
 車種区分: 中型車
 走行時間: 10時間(点呼点検2時間含む)
 走行キロ: 100km
 届出運賃: 公示運賃をそのまま適用
 高速代等の実費はなし
 手数料23%

C:一運送に必要な安全コスト額
 45,620+13,300=**58,920円**

A-B:運賃から手数料を引いたあとの金額
 75,200円 - 17,296円 = **57,904円**



**C(58,920円) > A-B(57,904円)であり、安全コストを割りこんでいる。
 ⇒運賃の割戻しに該当!**

中国			
届出運賃			届出運賃における安全コスト額(届出安全コスト額)
時間制運賃	大型車	6,890	5,401
	中型車	5,820	4,562
	小型車	5,090	3,990
	通勤車	4,540	3,559
キロ制運賃	大型車	200	156
	中型車	170	133
	小型車	150	117
	通勤車	130	101

(注)5. 届出運賃の欄には、各地方運輸局長等へ届け出ている下限額を記載すること。